

## (別紙) 各教科の移行措置の内容

## 【小学校】

教科	移行措置の内容
国語	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 30 年度の第 4 学年、平成 31 年度の第 4 学年及び第 5 学年においては、新学習指導要領の学年別漢字配当表に配当されている漢字により指導する。</li> </ul>
社会	<ul style="list-style-type: none"> <li>新学習指導要領の第 5 学年の「世界における我が国の国土の位置、国土の構成、領土の範囲」に基づき指導することとし、新学習指導要領の内容の取扱いを適用する。</li> <li>現行学習指導要領の第 3 学年及び第 4 学年の指導内容のうち、平成 31 年度の第 3 学年に指導する内容を示す。</li> </ul>
算数	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 30 年度及び平成 31 年度の第 3 学年から第 5 学年の「量と測定」に「メートル法」を追加する。</li> <li>平成 31 年度の第 4 学年の「数と計算」に「小数を用いた倍」を、「数量関係」に「簡単な割合」を追加する。</li> <li>平成 31 年度の第 5 学年の「量と測定」に「速さ」を追加し、「分数の計算」を省略する。 【第 6 学年で指導】</li> </ul>
理科	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 30 年度及び平成 31 年度の第 4 学年の「光電池の働き」について省略する。【第 6 学年で指導】</li> <li>平成 31 年度の第 5 学年の「水中の小さな生物」を省略する。【第 6 学年で指導】</li> <li>平成 31 年度の第 6 学年の「電気による発熱」を省略する。【中学校第 2 学年で指導】</li> </ul>
外国語活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 30 年度及び平成 31 年度の第 3 学年及び第 4 学年の外国語活動の指導に当たっては、新小学校学習指導要領の規定の全部又は一部によるものとし、新小学校学習指導要領第 4 章第 2 の 2 [第 3 学年及び第 4 学年] (1) イ (7) 及び (3) ① に係る事項は必ず取り扱うものとする。【(i) 英語の音声やリズムなどに慣れ親しむ、(ii) 日本語との違いを知り、言葉の面白さや豊かさに気付く、(iii) 聞くこと及び話すこと [やり取り] [発表] の言語活動の一部】</li> <li>平成 30 年度及び平成 31 年度の第 5 学年及び第 6 学年の外国語活動の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領に規定する事項に、新小学校学習指導要領第 2 章第 10 節の 2 の全部又は一部を加えて指導するものとし、新小学校学習指導要領第 2 章第 10 節の 2 [第 5 学年及び第 6 学年] (1) ア、同イ (7)、同エ (7) e 及び f、同エ (イ) 並びに 2 [第 5 学年及び第 6 学年] (3) ① イ 及び 同オ に係る事項は必ず取り扱うものとする。【(i) 音声、活字体の大文字と小文字、(ii) 文及び文構造の一部、(iii) 読むこと及び書くことの言語活動の一部】</li> </ul>